

令和 7 年度

松阪市民病院

歯科単独型臨床研修プログラム

松阪市民病院

I. 臨床研修プログラムの名称 松阪市民病院歯科単独型臨床研修プログラム

II. 臨床研修管理委員会の名称 松阪市民病院歯科臨床研修管理委員会

III. 臨床研修歯科医定員 1 名

IV. 参加施設の概要

単独型臨床研修施設

施設名 松阪市民病院

所在地 三重県松阪市殿町 1550 番地

臨床研修施設長 畑地 治

研修管理委員会委員長 中橋 一裕

プログラム責任者 中橋 一裕

V. プログラムの目的と特徴

本臨床研修プログラムでは、南勢志摩二次医療圏の中核病院である松阪市民病院を単独型臨床研修病院とした初期臨床研修を実施する。

歯科医師として必要な診療に関する基本的知識、技術をもとに、全人的医療が実施できるよう診察法、検査、治療法を学ぶ、より良い、より高い質の歯科医療を目指した研修を行う。同時にインフォームドコンセントを尊重し、計画的に診療を行うとともに、行った治療についても予後予測ができるようにする。当院は麻酔科が麻酔管理し、口腔外科医によって年間 131 件の全身麻酔手術（うち半数が顎矯正手術と口腔がん手術）を行っており、外来患者数は月間のべ 1500 名程度と豊富な症例数がある。当院のように地域に密着した病院の特徴を生かし、総合的な臨床能力を有しつつ、有病者の全身管理や口腔疾患の治療を通じた医の倫理、生命の倫理が尊重できる歯科医師の育成を目指す。さらに、総合病院としての特性を活かし、各診療科との連携により全身管理の知識・技術の習得に加え、看護師、歯科衛生士、歯科技工士等の豊富な医療スタッフとの協働により、豊かなコミュニケーション能力の習得も目指す。

VI. 研修目標

プライマリ・ケアに相当する歯科外来の知識と技術の習得を行い、一般歯科にて基本的な歯科研修項目、麻酔科にて全身管理と口腔ケア、口腔外科にて基本的な口腔外科手技と口腔外科入院患者

の病棟管理を研修する。

- ・基本研修項目では、初期臨床研修到達目標の達成を目的とし、各事項の臨床研修プログラムに従い研修を行う。

- ・各研修は高度医療機器を用いた検査、診断および専門医療についても、研修歯科医が積極的に参加できるプログラムとする。

- ・チーム医療の重要性を理解し、研修歯科医は合同カンファレンスに参加するなど、他科の医師とのコミュニケーションを図り、それら医師の指導・協力のもとに、他の医療従事者と協調しながら広い視野をもって研修を行う。

- ・患者の紹介・逆紹介、開放型病床での共同指導、地域の歯科医師との連携ならびに高度先進医療を担う大学病院等との連携の重要性を理解し実践する。

- ・救急研修は当院の医師オンコール制度実践という特徴を生かし、口腔外科研修中は 1 次および 2 次歯科救急医療に対応するため、担当指導医の監督のもとに行う。

VII. カリキュラム

① 研修方式、期間割

単独型研修方式による歯科臨床研修

まず本研修プログラムの説明を含めたオリエンテーションを行う。次いで、歯科診療において総合的かつ基礎的知識と技能を学び、歯科医として必要な臨床的態度を修得する。その後、プログラムは 6 月より当院の指導歯科医のもとでマン・ツー・マンの外来歯科診療の指導を受け、基礎技術の習得とプライマリ・ケアの実施を学ぶ。プログラムでは 10 ヶ月の口腔外科研修と 2 ヶ月の麻酔科研修が行われるが、研修医の習熟度や研修終了後の進路によってはこの期間は変更することがある。

また、歯科衛生士、歯科技工士などコ・メディカルスタッフとの連携を密にすることでチーム歯科診療を学ぶ。

② 研修内容と到達目標

別添の基本カリキュラム参照

③ 研修歯科医の勤務時間

8：30 ～ 17：15

本院就業規則の勤務体制を遵守する。

④ 教育に関する行事

(1) 研修中は、歯科の症例検討会、勉強会、抄読会、カンファレンス（医科含む）に参加する。

(2) 学術講演会や保険講習会、歯科医師会に参加し学習する。

⑤ 指導体制

プログラム責任者が全般的に研修の進行をみるが、指導歯科医等がマン・ツー・マンで研修歯科医の実施指導に当たる。研修歯科医は日々の研修内容を記載する研修ノートを携帯し、その課題を理解し、到達目標にむかって研鑽する。中でも厚生労働省の指示する到達目標の修得は歯科医師として身につけなければならない基本的態度でもあるので共通目標とし、指導の重点課題となる。

VIII. 研修歯科医評価

(1) 研修歯科医は各ローテイト終了後、DEBUT 2（オンライン歯科臨床研修評価システム）達成目標に対して達成度合の自己評価もしくは紙媒体（A4 サイズ PPC 用紙）で研修カリキュラム目標に対しての自己評価をする。合わせて、指導歯科医の評価を加え、総合判断に基づき次の研修活動の参考にする。研修ブロックごとならびに 1 年間の終了時にチェックリストの結果を研修管理委員会に提出し点検を受ける。研修期間終了時にはその期間の研修の成果、問題点、研修内容への希望など、研修の総括を行う。

(2) 指導歯科医の評価

研修歯科医の行った自己評価の各項目に対して、指導歯科医としての評価を行う。評価の段階は研修歯科医の自己評価と同様に、各項目の最終獲得目標を評価する。その際は別添の“指導医評価票 A、B”を使用する。研修期間終了時にはその期間に研修歯科医が得たと思われる研修の成果、問題点、その後の研修を受けるときの注意などを指導歯科医に対して意見を与える。研修プログラムの到達目標の達成に必要な症例数、修了判定の評価基準は別添の“基本カリキュラム”に記載。

(3) 指導体制の評価

松阪市民病院の研修実施責任者は、年に 2 回以上卒後臨床研修連絡会議を開き、各研修歯科医の研修状況を把握するとともに、研修における問題点について協議し、プログラムの改善を図る。その際に看護師、歯科衛生士、歯科技工士の多職種評価（別添する看護師評価票、歯科衛生士・歯科技工士評価票 評価基準）も協議内容に加えるものとする。

IX. プログラム修了認定

1 年間の必修研修プログラムの修了を研修管理委員会が審査し、研修管理委員長が臨床研修修了証を交付する。

X. プログラム修了後のコース

研修歯科医師の希望および研修態度、習得状況により、当院常勤勤務、大学病院や一般歯科医院へ

の紹介を行う。

XI. 研修歯科医の募集・採用・処遇等

1.プログラム名 松阪市民病院歯科単独型臨床研修プログラム

2.プログラム募集人員 1 名

○ 公 募 （マッチング不参加）

○ 公募方法 各大学あてに募集事項を送付する。（ホームページにて公開）

○ 応募時期 6 月～8 月

○ 採用方法 面接

3.研修開始日と期間 令和 7 年 4 月 1 日から 1 年間

4.研修スケジュール 1 年間を通して松阪市民病院にて研修

5.松阪市民病院の処遇について

- ・ 身分 常勤（地方公務員）
- ・ 研修手当 基本手当（時給換算）3,789 円/時間
- ・ その他手当 医師手当、地域手当、住居手当 あり
- ・ 賞与 あり
- ・ 時間外勤務・手当 あり
- ・ 休暇 土・日・祝日
- ・ 勤務時間 8：30～17：15（休憩 60 分）
- ・ 年次有給休暇 1 年次 15 日間
- ・ 日直当直勤務・手当 あり
- ・ 年末年始休暇 6 日間
- ・ その他特別休暇 夏季休暇 5 日間
- ・ 交通費支給 あり
- ・ 研修歯科医の宿舍 あり（但し、市内の賃貸契約マンション単身用、世帯用有り。利用者には補助あり。）
- ・ 研修歯科医の為の研修室 医局内に個人用机
- ・ 各種保険 三重県市町村共済組合保険、厚生年金保険、地方公務員災害補償、病院賠償責任保険（個人保険は各自で加入）
- ・ 研修歯科医の健康診断 2 回／年の健康診断を実施
- ・ 出張旅費 院内規定により支給
- ・ 学会 国内学会 3 回まで支給（学会発表はカウント対象外）

XII. 資料請求先（応募方法詳細については当方に問い合わせること。）

〒515-8544

三重県松阪市殿町1550番地

松阪市民病院 医事企画課 臨床研修センター 山下 友路

Tel 0598-23-1515

E mail :mchrinken@city-hosp.matsusaka.mie.jp

歯科臨床研修管理委員会

委員長	中橋 一裕 *	松阪市民病院 歯科口腔外科 科長
プログラム責任者	中橋 一裕 *	松阪市民病院 歯科口腔外科 科長
委員	畑地 治	松阪市民病院院長
委員	横山 孝子	松阪市民病院看護部長
委員	松山 博道 *	松阪市民病院歯科口腔外科部長
委員	仲村 秀明 *	松阪市民病院歯科口腔外科医員
委員	杉山 朋弘	松阪市民病院副院長、松阪市民病院麻酔科科長
委員	中西 香織	松阪市民病院歯科口腔外科副技士長
委員	沼田 雅彦	松阪市民病院事務部長
委員	稲掛 耕太郎	殿町歯科院長

* : 厚生労働省歯科臨床研修指導医